

委託業務特記仕様書

(仕様書の適用)

第1条 本業務は、本仕様書に基づき実施しなければならない。なお、本仕様書に定めのない事項については、次の各共通仕様書に基づき実施しなければならない。

- ・徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月
- ・機械工事共通仕様書(案) (国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室)
- ・電気通信設備工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものを適用するものとする。なお、業務途中で改定された場合は、この限りでない。

(現場責任者)

第2条 受注者は、公共施設維持管理業務(除草・せん定等)委託(請負型)契約書第6条第1項に基づき、「現場責任者届」を提出する際に次のものを添付しなければならない。

(1) 現場責任者と受注者との直接的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付すること。

<直接的な雇用関係>

現場責任者と所属業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含まない。

(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

(業務工程表)

第3条 受注者は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内(ただし、14日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで)に、設計図書に基づいて業務工程表を所定の様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

2 受注者は、契約変更時の残期間が30日未満となる場合、工程に影響がない軽微な数量の増減となる場合の変更工程表について、監督員への提出を省略することができる。ただし、監督員から提出の指示がある場合については、省略することができない。

(事故報告書)

第4条 受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、徳島県の「土木・建築施設の建設工事等に係る事故対応マニュアル(受注者用)」に基づき直ちに監督員に通報するとともに、事故報告様式を監督員に提出しなければならない。

(諸法令の遵守)

第5条 受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用・運用は受注者の責任において行わなければならない。

2 点検作業に伴い、生じた廃棄物等については、適切に処理するものとする。

(地域住民等への対応)

第6条 受注者は、業務の実施に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

2 受注者は、地元関係者等から業務の履行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意

をもってその解決に当たらなければならない。

- 3 受注者は、業務の履行上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。また、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

(業務時期及び業務時間)

第7条 受注者は、設計図書に業務時間が定められている場合で、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員と協議するものとする。

- 2 受注者は、設計図書に業務時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。

- 3 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、監督員が指示する様式（事故等発生時連絡者届出書）により、作業を行う前日までに監督員に提出しなければならない。

(法定外の労災保険の付保)

第8条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(本業務の特記仕様事項)

第9条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

R 6 徳土 打樋川他 徳・論田他 排水機場修繕業務（1） 特記仕様書

1. 本業務に関する概要は、以下のとおりである。

本業務は、排水機場の機械設備の日常および緊急時の機能を確認、監視出来るよう既設監視設備盤を改造することで、豪雨時等においても機械設備の確認、監視作業を円滑に行えるようになり排水機場の主要な機器の不具合を事前に防止する事を目的とする。

2. 適用する図書および基準

- (1) 日本工業規格（JIS）
- (2) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (3) 消防法
- (4) （一社）日本内燃力発電設備協会認証品
- (5) 電気設備技術基準
- (6) 内線規定
- (7) 消防法施工令
- (8) 危険物の規制に関する政令
- (9) 危険物の規制に関する規則
- (10) 危険物の規制に関する技術上の基準の細則を定める告示
- (11) 地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指針
- (12) 徳島市火災予防条例
- (13) その他の関係法令等
- (14) 徳島県土木工事共通仕様書
- (15) 機械工事塗装要領（案）同解説
- (16) 機械工事施工管理基準（案）
- (17) 日本電気工業会標準規格（JEM）
- (18) 日本電線工業会（JCS）
- (19) 労働安全衛生規則
- (20) その他の関連法規・基準等

3. 業務範囲

本業務の施行範囲は、以下に示す設備の更新に係る撤去、搬出、処分、機器製作、輸送、搬入、据付、配線管理、試運転調整までの一切とする。

1 機械設備業務

- (1) 遠隔監視システム

2 機器製作仕様

1) 遠隔監視システム

Web 監視

- | | |
|----------|-----------------|
| (1) 形 式 | クラウド式 Web サービス |
| (2) 閲覧方法 | Web ブラウジング |
| (3) 更新頻度 | 1 分間隔 自動更新 |
| (4) 発報方法 | メール通報 及び 自動音声通報 |
| (5) 機 能 | 下記画面を有する |

①ログイン画面

Web 監視サイトに入るために ID と PW を要求する画面を表示させる。

②全体マップ画面

大きな地図画面で導入済み機場の設備状態をマーカーで表示させる。

③機場詳細画面

機場の情報(ポンプ・除塵機・ゲート・内外水位)が 1 ページでわかる画面を表示させる。

④水位グラフ

機場の内水位外水位データを 1 日ごとのグラフで確認できる画面を表示させる。

後述の水位閾値を設定していれば、その値もグラフ上に表示させる。
過去のグラフも閲覧できるように表示させる。

⑤カメラ画面 (別途業務)

機場に設置したカメラの映像を Web から確認ができる機能を必要とする。ただし Web からの操作は含まない。

⑥状態画面

設備の運転時刻や停止時刻が記録される画面を表示させる。
その時の水位も記録させる。

⑦状態履歴検索

上記状態画面での設備や日時を指定して検索できる画面を表示させる。

⑧警報画面

現在発生している警報と発生時刻を示す画面を表示させる。

⑨警報履歴検索

現在発生している警報の発生時刻及び、過去に発生していた警報の発生時刻と復旧時刻を示す画面を表示させる。

日時や設備を指定して表示させることを必要とする。

⑩データ（日報・月報）出力

指定した日、月ごとの状態、警報履歴を CSV 方式で出力をする画面を表示させる。

⑪管理画面

保守権限及び管理権限を持つアカウントのみ入れる画面下記 4 設定の確認変更が可能とさせる。

⑪-1 水位閾値設定

水位閾値を設定できる画面を表示させる。

内水位が閾値以上になると設備異常として通知を必要とする。

現地の警報とは異なるため機場内での表示は必要としない。

⑪-2 メンテナンス設定

メンテナンスモードの ON・OFF 設定ができる画面を表示させる。

ON にしている間は故障が発生しても通知を行わないこととする。

機場ごと、設備ごとの設定できることを必要とする。

年次点検や設備更新時に設定するのを想定できる設定とする。

⑪-3 アカウント設定

ID の追加削除や権限の変更ができる画面を表示させる。

権限は下記の 3 種類とする。

「一般」管理画面以外のアクセスを可能にさせる。

「保守」管理画面の通報先設定・アカウント設定以外アクセスを可能にさせる。

「管理」制限を必要としない。

⑪-4 通報先設定

メール通報及び電話通報の通報先を設定する画面を表示させる。

通報先は 1 機場 10 点以下とする。

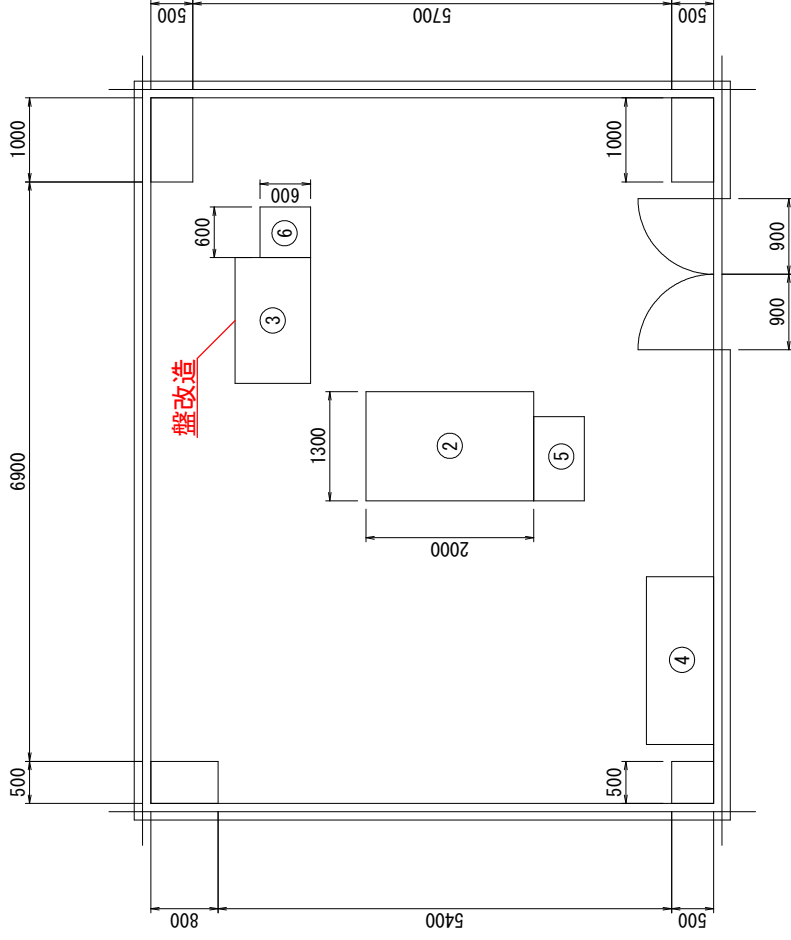
監視装置

- | | | |
|------|-------|-------------------------|
| (6) | 形 式 | データロガー |
| (7) | 測定方法 | アナログ入力 及び 接点入力 |
| (8) | 記録頻度 | 正常時 1分間隔
異常発生・復帰時 随時 |
| (9) | 転送頻度 | 1分間隔 |
| (10) | 付属品 | |
| | ①電源装置 | |
| | ②ルーター | |

4. 当該機器仕様および寸法設置箇所の決定は、受注者が現地確認および図面照査を行い変更が生じた場合は、発注者と協議し承諾図書により決定すること。

参考図

操作室



記号	機器名称	備考
①	打樋川第一樋門遠方盤	撤去
②	中央監視操作卓	更新
③	CCTV設備、コントローラ盤	改造
④	CCTVデスク	既設
⑤	UPS	更新
⑥	通信装置収納盤	新設

(発注者) 殿

受注者 住所
氏名

現場責任者届

業務名

上記業務の現場責任者を次の者に決めましたので、お届けします。

氏名 (生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付すること。
<直接的な雇用関係>
現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
(1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。